参考様式第５－１号

７ 常 経 経 第 ２ ０ ０ 号
令 和 ７ 年 12 月 ３ 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

常滑市長

市町村名 （市町村コード）	常滑市 （23216）
地域名 （地域内農業集落名）	常滑地区 （奥条、山方、保示）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月20日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１ 地域における農業の将来の在り方

（１） 地域農業の現状及び課題

・担い手が少なく高齢化も進んでいるため、耕作者が手放す土地が毎年発生している。
・生産組合等の地域農業者組織や農林漁業センサス調査員等行政の手伝いを担う者がおらず、同じ農業者が繰り返し役員を引き受ける状況が負担となっている。
・水稲経営が多いが、売上と経費が釣り合っておらず、機械の導入や維持管理に要する経費が大きい。
・儲からず休みもないことから魅力が少なく、後継候補者が職業として農業を選択しない。
・農道の幅員が狭く、機械の積車を駐車する場所がない。
・ほ場整備から時間が経過して農地の老朽化が進んでおり、ほ場毎に状態が異なることから、利用権の交換等による集約化を公平に進めることが難しい。

（２） 地域における農業の将来の在り方

・収益性の高い作物の栽培を推進するとともに、田は水稲栽培を行う。
・魅力ある職業としての農業を選択してもらえるよう、行政や関係機関と協力してブランド化、高付加価値化など儲かる農業への転換を目指す。
・農業者を増やすことで地域の役の負担を分散させる。

２ 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１） 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.5 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業用の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
集積は、担い手が少ないことからある程度進んでいる。 集約化は、ほ場条件の確認や話し合いを重ねて進めていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
利用権の設定に当たっては農地中間管理事業を活用する。
（3）基盤整備事業への取組方針
特になし。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が少ないため、儲かる農業を実践して若い担い手を増やす。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
費用対効果に優れたサービスがあれば利用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】